



## ★具体的な証言の具体例(一部です)★

### ■ (1) について

- ・「やはり入倉・三宅式を用いて事前に設定できる断層の長さや断層の面積から地震モーメントを求めると、どうしても過小評価になってしまう。」
- ・「事前に設定できるモデルから入倉・三宅式を使うと過小評価になる」
- ・「(地震後に得られた) 震源インバージョンと地震モーメントを結ぶ式としては(入倉・三宅式は) いい式だと思います。ただそれを地震前に設定できる活断層の長さに当てはめると過小評価になる」

### ■ (2) について

- ・「これは詳細な活断層調査の中なんですけれども…この深さは 200m とか 300 m とかにすぎません。詳細な調査っていうのをやっても、実はほとんど表層にすぎないんですね。ところが、この発電所では、地震発生層の厚さが…一番深いところは 15km だと言ってるわけですね。だから、3000m から 1 万 5000m のところに震源断層が存在しているはずなんです。それを僅か 200m の調査で、どう詳細なものが分かるんでしょう。わかり得ませんね。だけど、これを詳細な活断層調査と言っているわけです。」

・「(「関西電力は白木-丹生断層の傾斜角が 60 度であることを参照し、不確かさの考慮で 75 度となっていますが、そのことで震源断層の設定に余裕があるので、入倉・三宅式による過小評価の心配はないという意見があるとしたら、いかが思われますか。」という問いに対して) それはとんでもない話です。75 度にしても 15km が 15.5km になるだけで、何の違いもありません。」

「3 連動をする前は 700 ガルっていう値が基準地震動だったんです。3 連動することによって、758 ガルになったんですね。ですから、8% 強増えたんです。ところが、ここの式を変えることによって 80% 増えるわけですよ。…断層の長さを長くして保守的というような、このことが、質的に違うことが応力降下量を変えることによって起こると、そういうことです。」

### ■ (3) について

- ・「(審査ガイドである「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」(レシピ) は表現を修正しただけで、中身は変わっていないから、(ア) を使って (イ) は使わないというこれまでの審査を改める必要はないという意見に対して) それは大間違いでありまして、ちゃんとガイドに決まっていることを審査で取り上げてないというのは、大変困った状況だと思います。」

### ■ (4) について

- ・「(大飯発電所については許可を出すべきではないのか、という質問に対して) そのとおりです。必要な審査がまだ行われていません。」